

地域活動情報

『細く、長く』で27年続ける!

相模原防犯指導員連絡協議会会長 松村 敬三 さん
 「平成22年度神奈川県犯罪のない安全・安心まちづくり功労者表彰」受賞者 相模原市中央区



相模原防犯指導員連絡協議会会長
 まつむらけいぞう
松村敬三さん

松村さんは、昭和58年に相模原防犯指導員の嘱託を受け、27年間の長期にわたり、地域住民の先頭立って活動を積極的にいき、自主防犯意識の高揚に努められました。

Q1 どのような防犯活動をしていらっしゃるのですか。
 特に年金支給日に、近くの金融機関で、防犯指導員の制服を着て見守り活動をしています。去年、この地域周辺で、振り込め詐欺の被害が多くなったからです。また、相模原市の「青色回転灯装備車」を借りて、通学路周辺で“子ども見守り活動”などを行っています。

Q2 どうして活動を長く続けることができたのですか?
 無理をしなかったからです。また、人にも無理をさせませんでした。それでも周りの皆さんは、進んで活動に参加してくれました。だから、私は、これまで活動をやめたいと思ったことは一度もありませんでした。そして、自営の仕事を取り出してでも活動に参加する私に、文句一つ言わなかった妻の支えがあったからだと思えます。

Q3 これからの抱負を教えてください。
 私が会長を務める自治会は、高齢者の居住する割合が非常に高いのですが、これまで振り込め詐欺の被害報告は一件もありませんでした。これからも、体が動くうちは、「細く長く」現状を維持していきたいと考えています。



神奈川相模原警察署 042-754-0110
 自治会で回覧された相模原製作のカラフルなチラシ



受話器を置いた状態



受話器を取ると、シールが飛び出し、必ず見ながら通話することになる。

松村さんが高齢者宅に配布する「神奈川県自転車協会・神奈川県警」作製の振り込め詐欺防止シール

今回の取材で、防犯ボランティアを長く続けるには、リーダー自身の「無理をしない・させない」という心がけが大切であることを知りました。また、忘れてはならないのが、リーダーの活動を支える温かいご家族の存在です。事件発生による一時的なブームで終わってしまう活動とは全く無縁である、松村さんの「細く長く」の活動が地域の安全を根強く支えています。

『神奈川県暴力団排除条例』 関係 通報・相談窓口の追加について

「神奈川県暴力団排除条例」の通報先として、下記電話番号が追加となりました。暴力団排除に役立つと思われる情報等がございましたら、積極的に下記まで通報していただきますよう、お願いいたします。



平成21年度からが安全安心まちづくり「ボスター」コンクール小学校高学年の部最優秀賞品、平塚市立勝原小学校4年生須藤涼香さん

警察本部 暴力団対策課
0120-110-675 (追加)
 なくならせ要求
0120-797049
 神奈川県暴力団排除推進センター
 やくざゼロ
045-201-8930

平成21年度からが安全安心まちづくり「ボスター」コンクール小学校高学年の部最優秀賞品、平塚市立勝原小学校4年生須藤涼香さん



防犯は
 1人1人が
 主人公

犯罪のない安全・安心まちづくり情報誌

くらし安全通信

Vol. 37
 平成23年5月発行

ホームページ
<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f707/>

神奈川あいさつ新運動
 地域の安全・安心はあいさつから



目次

- ・県内の振り込め詐欺被害発生状況
- ・大規模地震に備える 地域の自主防災活動に参加しよう!!
- ・かながわ犯罪被害者サポートステーションだより
- ・神奈川の交通安全
- ・神奈川県道交通法施行規則の一部改正
- ・新しい自転車のルールスタート (5月1日~)
- ・第13回セーフティ・チャレンジ・かながわ無事故・無違反コンクール参加者募集中
- ・地域活動情報
- ・『細く、長く』で27年続ける! 相模原防犯指導員連絡協議会会長「松村敬三さん」(平成22年度神奈川県犯罪のない安全・安心まちづくり功労者表彰)受賞者 相模原市中央区
- ・「神奈川県暴力団排除条例」関係通報・相談窓口の追加について

神奈川県 安全防災局 安全安心部 くらし安全交通課 電話: 045(210)1111 (内線 3520・3552) FAX: 045(210)8953

県内の振り込め詐欺被害発生状況

平成23年1月~4月末までの本県における振り込め詐欺認知状況は、認知件数が259件(前年同期比+19件)、被害金額は約5億4,100万円(+約1億5,200万円)で、一日当たりの平均被害は、約2.2件、約451万円となっています。

そのふりこみ STOP! だまされるな! その電話!!

こんな電話に 注意!!

- 1 身内から「携帯電話の番号が変わった」と言われた
- 2 「急にお金が必要になったので振り込んで欲しい。又は「知り合いが自宅まで行くのでお金を送してほしい」と言われた
- 3 警察や銀行協会を名乗る者から、「キャッシュカードや通帳を自宅まで取りに行く」

「義援金詐欺」にも注意!!

①実在する企業や募金団体を名乗り...

②「東日本大震災の義援金を指定する銀行口座に振り込んでほしい...」



神奈川県・神奈川県警

対策

- 企業や募金団体を十分に確認する。
- インターネットで送金する場合は、必ず送り先に確認し、安易に個人情報登録しない。
- 県や市町村職員が義援金募集のために、自宅へ電話したり、電子メールを送付したりすることは絶対にありません。

川崎市内で実施する防犯教室・交通安全教室のお申込み先が変わります。

平成23年6月1日から、川崎市内で実施する防犯教室・交通安全教室の「お問い合わせ」や「実施申込書」の受付窓口は、



神奈川県安全防災局安全安心部 電話 045-210-3520(直通)
 くらし安全交通課 ファクシミリ 045-210-8953

となります。

大規模地震に備える

地域の自主防災活動に参加しましょう!!

大規模地震などの災害が発生した場合に大きな力を発揮するのが、地域での活動です。阪神・淡路大震災のときも、「壊れた家の下敷きになったが、近所の人たちによって救出された」という例が少なくありませんでした。いざというときに力を発揮できるように、日頃から地域みんなで防災活動に取り組むことが、「皆のまちを皆で守る」ことのできる災害に強いまちづくりの第一歩です。



だれでもできる地域防災活動

自主防災組織への参加

その1

防災組織の平常時の活動

- 防災知識の普及
- 危険箇所の点検
- 防災資機材の整備
- 防災訓練の実施 など



だれでもできる地域防災活動

訓練・イベントへの参加

その2

消火活動などは、実際に体験してみてもはじめて分かることがたくさんあります。一度体験していると、地震のときにパニックにならず冷静な対応もできるようになります。



「県総合防災センター」のご案内 利用無料

災害に備えるためには、災害について知ること、災害について考えることが大切です。神奈川県総合防災センターには、地震や風水害などの体験ができるコーナーや、いろいろな防災情報の展示があります。楽しみながら体験して、災害について家族や地域で考えてみましょう。



・所在地：厚木市下津古久 280
小田急線 愛甲石田駅2番
バス乗り場から、伊勢原駅
南口行き(伊80)または平塚
駅北口行き(平68)で、長沼
バス停から徒歩5分
・問合せ:046-227-1700

かながわ犯罪被害者サポートステーションだより

「県」「県警察」「NPO 法人神奈川被害者支援センター」の三者が常駐し、ワンストップで犯罪被害者の方々を支援する「かながわ犯罪被害者サポートステーション」では、平成23年4月から支援の充実を図りました。

「かながわ犯罪被害者サポートステーション」の相談窓口とNPO法人神奈川被害者支援センターの相談窓口を一本化しました!

かながわ犯罪被害者サポートステーションでは、平成21年6月に、かながわ県民センター14階に開設して以来、同じフロアに県の相談窓口とNPO法人神奈川被害者支援センターの相談窓口を設置し、2つの窓口で犯罪被害に遭われた方からの相談に対応してまいりましたが、4月1日から、県民の皆様により分かりやすく、また、気軽に相談していただくため、県の相談窓口と上記支援センターの相談窓口を一本化しました。

相談専用電話 045(311)4727 月～土 9:00～17:00
※日曜日、祝日、年末年始を除く

犯罪被害に遭い、従前の住居で引き続き生活ができない悩みを抱えている犯罪被害者の方々に対し、民間賃貸住宅への入居に関する支援を行うことになりました!

社団法人神奈川県宅建物取引業協会のご協力により、次の支援を提供します。

- ・犯罪被害者の方々の希望に沿った民間賃貸住宅に関する情報提供
- ・犯罪被害者の方々の入居契約時における仲介手数料の無料化

問い合わせ 県くらし安全交通課 横浜駐在事務所 045(312)1121 内線 3431・3432



神奈川の交通安全

神奈川県道路交通法施行規則が一部改正 新しい自転車のルールスタート(5月1日～)



自転車運転中の「携帯電話等の使用」「イヤホンの使用等」が禁止されます。

罰則 5万円以下の罰金

自動車、オートバイ又は原動機付自転車で、「安全な運転に必要な音又は声が聞こえない状態で運転すれば、以下の反則金(点数なし)

- ・大型車(中型車を含む)7,000円
- ・普通車、二輪車 6,000円
- ・原付車 5,000円

改正の目的は?



自転車は、運転免許を必要としない手軽な乗り物ですが、運転しながら携帯電話で通話やメールの送受信を行ったり、イヤホンなどを使い周囲の音が聞こえない状態で音楽を聴くなど、交通ルールの無視やマナーの低下が問題となっています。また、自動車やオートバイについても、大音量で、あるいはイヤホン等を使い、周囲の音が聞こえない状態で音楽などを聴きながら運転することも、交通事故につながる危険性があることから、これらの行為を禁止することとしました。

これだけは守りたい!～自転車安全利用5則

1 自転車は、車道が原則、歩道は例外

「自転車および歩行者専用」の標識がある歩道は、自転車で通行できます。



2 車道では左側を通行

右後ろからくる車にも注意



3 車歩道では歩行者優先で、車道寄りをゆっくり通行



4 安全ルールを守る

飲酒運転、二人乗り、並んで通行することは禁止
夜間はライトを点灯
信号を守る、安全を確認する、交差点では一時停止



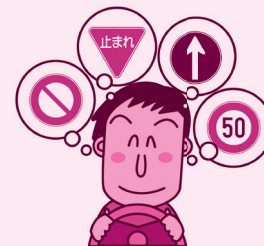
5 13歳未満の子どもはヘルメットを着用

6歳未満の子どもを補助いす等に同乗させる場合もヘルメットを着用



第13回セーフティ・チャレンジ・かながわ 無事故無違反コンクール

参加者募集中



申込期間 平成23年4月15日(金)～6月30日(木)
3人で挑戦しよう!

『セーフティ・チャレンジ・かながわ』は、3人1組のチーム単位で、6ヶ月間の安全運転(無事故・無違反)にチャレンジしていただくコンクールです。達成したチームの中から抽選で旅行券をはじめとする商品が当たります。

詳しくは、県くらし安全交通課 Tel.045-210-3555 までお問合せください。

